

協定項目	1 2	協議項目	条例規則等の取扱い	檜山北部3町合併協議会資料
------	-----	------	-----------	---------------

条例、規則等の整備方針

新町発足時（新設合併）には、大成町、瀬棚町、北檜山町の条例・規則等はすべてその効力を失うこととなる。そのため、新町において新たに条例、規則等を制定し、施行する。なお、条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により、整備するものとする。

施行の方法による区分

- 1 合併と同時に町長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの
 

新設合併であるため、新町の発足とともに従来の条例、規則等は、すべて効力を失うこととなることから、次の各号のいずれかに該当するものは、新町の設置時において新たに条例、規則等を制定し、施行する。

  - ア 法令により必ず制定が必要なもの又はこれらに準ずるもので、空白期間の許されないもの
  - イ 新町の組織、職員の勤務条件に関するもの
  - ウ 公の施設等の設置・管理・手数料等に関するもの

例規の種類による分類

  - 条例・・・・・・・・・・・・制定権者（町長職務執行者）の専決処分により制定し施行する。（地方自治法第179条第1項）
  - 規則、訓令、その他・・・・制定権者（町長職務執行者）の職権により制定し施行する。（地方自治法第15条第1項）
- 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの
 

次の各号のいずれかに該当するものは、新町の条例、規則が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例、規則を新町の条例、規則として引き続き施行する。（地方自治法施行令第3条）

  - ア 3町の制度に差異があり、合併時に統合が困難なもの
  - イ いずれかの町での条例であり、新町において全域に適用させるかの政策的判断を要するもの
  - ウ これまで適用されていたものを整理するまでの間施行するもの
- 3 合併後、逐次制定し、施行するもの
 

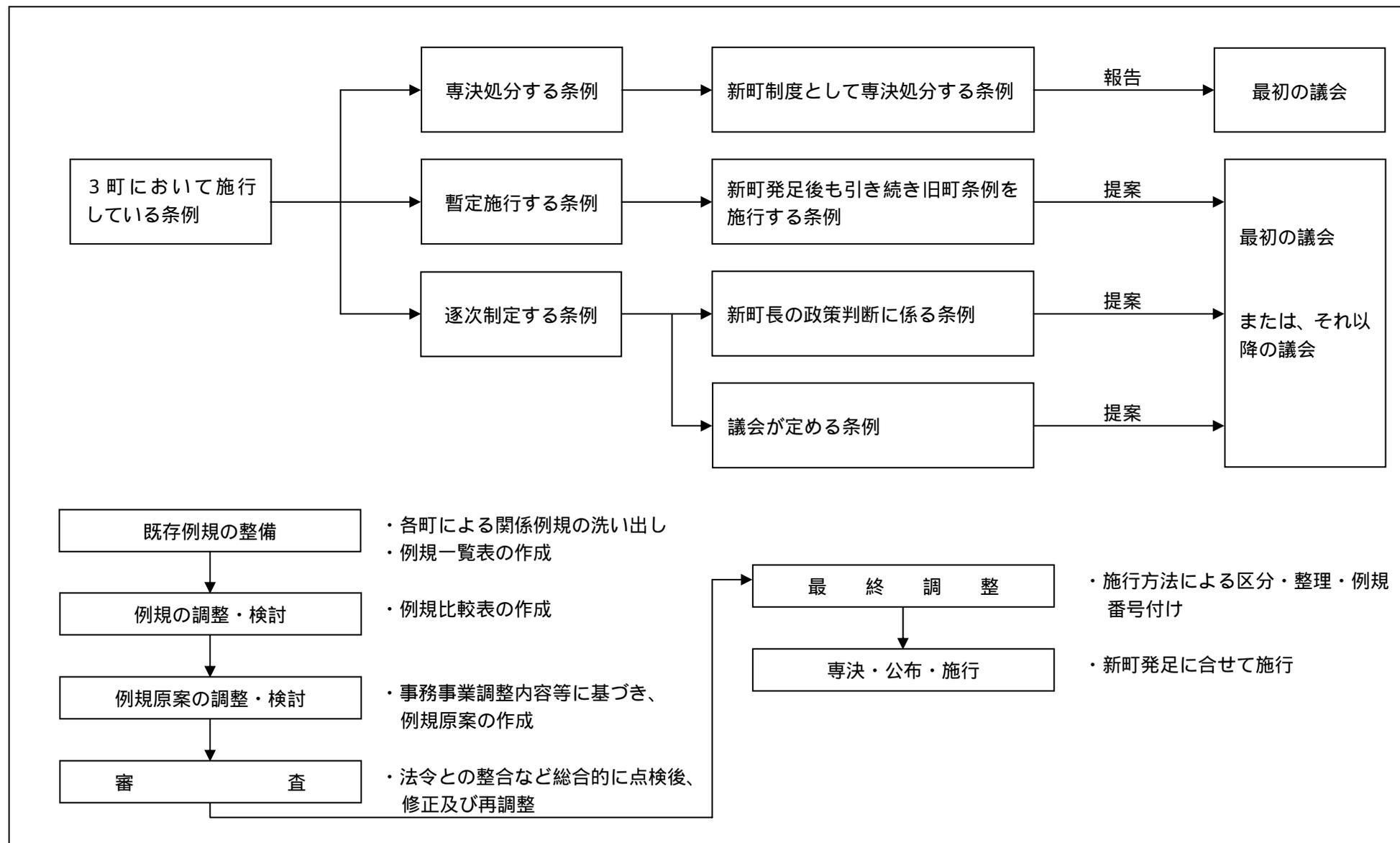
次の各号のいずれかに該当するものは、原則どおり失効させ、新町の例規として必要なものは、合併後、逐次制定し、施行する。

  - ア 新町職務執行者の専決処分による制定になじまないもの（議案提出権がない条例、各行政委員会の規則等）
  - イ 新町長の政策判断を要することから、必要に応じ、合併後、逐次制定し、施行するもの

町 例 規 集 掲 載 数

大 成 町	瀬 棚 町	北 檜 山 町
1. 例規集に掲載されている条例等の数 (平成16年4月現在)	1. 例規集に掲載されている条例等の数 (平成16年4月現在)	1. 例規集に掲載されている条例等の数 (平成16年4月現在)
条 例      1 8 3	条 例      1 7 7	条 例      2 1 7
規 則      1 7 5	規 則      1 6 2	規 則      1 4 6
規 程      4 6	規 程      2	規 程      8
要 綱      5 0	要 綱      1	要 綱      0
その他      5	その他      4	その他      1 8
計          4 5 9	計          3 4 6	計          3 8 9

# 制定施行区分図



## 条例、規則の取扱いに関する法令

### 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（条例）

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

第 2 項～第 3 項 （略）

（規則）

第 15 条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

第 2 項 （略）

（長の専決処分）

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

### 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

（長の職務を暫定的に行う者）

第 1 条の 2 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者（地方自治法第 152 条又は第 252 条の 17 の 8 第 1 項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であった者を含む。）のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあつては総務大臣、市町村の設置にあつては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職務を行うべき者を定めなければならない。

第 1 項の場合において関係地方公共団体が一であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であった者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。

（条例・規則の暫定的施行）

第 3 条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、第 1 条の 2 の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

# 先進事例

## 新設合併での条例、規則等の調整方針の例

西東京市（東京都 / 平成13年1月21日 新設）

条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

### 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの

専決処分された条例（例）	条例内容
西東京市役所の位置を定める条例	地方自治法の規定に基づき西東京市の事務所の位置を定める。
西東京市組織条例	地方自治法の規定に基づき市長の権限に属する事務を分掌させるため部を設ける。
西東京市一般職の職員の給与に関する条例	地方公務員法の規定に基づき職員の給与について定める。
西東京市市税条例	地方税法の規定に基づき西東京市の市税を定める。
西東京市立保育所設置条例	児童福祉法に基づき保育所の設置について定める。
西東京市消防団条例	消防組織法の規定に基づき消防団の設置及び組織等について定める。

### 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの

暫定施行された条例（例）	条例内容
保谷市入学資金融資条例	大学、高等学校その他の入学資金の融資の斡旋について定める。
田無市老人住宅資金貸付条例	高齢者に対する住宅の新築等に必要な資金の融資斡旋について定める。
田無市中小企業事業資金融資斡旋条例	中小企業者に対する事業経営に必要な資金の融資斡旋について定める。
保谷市勤労者等住宅資金融資条例	勤労者・小規模企業者に対する住宅取得等に必要な資金の融資の斡旋について定める。

### 合併後、逐次制定し、施行させるもの

逐次制定し施行された条例（例）	条例内容
西東京市議会事務局設置条例	地方自治法の規定に基づき事務局を設ける。
西東京市議会委員会条例	地方自治法により委員会を設ける。
西東京市表彰条例	市政振興に寄与し、市民の模範と認められる者の表彰について定める。
西東京市あき地の環境保全に関する条例	あき地の適切な管理にて犯罪、火災、廃棄物投棄等を未然に防止し市民生活の向上を図る。

## 先進事例（調整の内容）

### あきる野市（東京都／平成7年9月1日 新設）

- (1) 2市町同一又は一方のみに定めている条例、規則等については、基本的に現行の例によるものとし、双方に相違又は類似している条例、規則等については、いずれかを基本として整理又は双方協議調整して統一を図り、事務事業に支障のないような適切な措置を講ずるものとする。
- (2) 使用料、手数料、補助金又は各種事務事業の取扱い等の協議と関係する2市町の条例、規則等については、それぞれの調整方針を踏まえて規定の整理を行うものとする。

### 篠山市（兵庫県／平成11年4月1日 新設）

- (1) 4町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等について、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。
- (2) 類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。
- (3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。

### さいたま市（埼玉県／平成13年5月1日 新設）

条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。

### あさぎり町（熊本県／平成15年4月1日 新設）

条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整・確認内容に基づき、「中球磨5か町村合併に関する条例・規則等の整備方針」に基づき調整するものとする。

### 久米島町（沖縄県／平成14年4月1日 新設）

- 1 2村同一又は一方のみに定めている条例・規則等については現行のとおりとし、双方に類似している条例・規則等については、いずれかを基本として整理又は双方調整して統一化を図り、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。
- 2 2村の条例・規則のうち使用料、手数料、補助金又は各種事務事業の協議と関係する条例・規則等については、それぞれの調整方針をふまえて規定の整理を行うものとする。